

一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金交付要綱

制定 平成26年4月1日区長決定 要綱第 79号
改正 平成27年3月13日部長決定 要綱第418号
改正 平成31年3月29日部長決定 要綱第147号
改正 令和3年7月29日部長決定 要綱第241号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区が一般財団法人品川ビジネスクラブ（以下「クラブ」という。）に対して補助金を交付することにより、クラブの円滑な組織運営と事業の拡充強化を図り、もって区内ものづくり産業等の振興発展に寄与することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 この補助金は、前条の目的を達成するためにクラブが実施する事業の経費のうち、区長が必要かつ適当と認めた事業（以下「補助事業」という。）の経費を補助対象経費とし、予算の範囲内で交付する。

2 補助事業は、交付決定日の属する年度に開始し、完了した事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助対象経費は、補助事業にかかる事業収入（クラブ会員からのクラブ会費等の収入、聴講料、入場料等参加者から随時に徴収する収入および外部組織（団体、企業、個人等）からの協賛金（負担金等）の収入をいう。以下同じ。）がある場合には、当該補助事業の総事業費から当該事業収入を控除した額を対象に算出する。

2 事業収入の合計額が当該補助事業の総事業費（補助対象外経費を含む。）から補助金相当額（補助対象経費について補助率を用いて算出した額をいう。）を控除した額を超える場合における補助金の上限額は、総事業費から当該収入の合計額を控除した額とする。

3 算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第4条 クラブは、補助金の交付を受けようとするときは、区長が定める期日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に、必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 区長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第2号様式）によりクラブに通知するものとする。

2 区長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 クラブは、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

(補助事業の内容の変更等)

第7条 クラブは、補助事業の内容の大幅な変更または追加もしくは中止をしようとする場合には、変更協議申請書(第3号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項による申請があった場合にはその内容を審査し、必要に応じて条件を付し、変更内容が適当と認められるときは変更承認通知書(第4号様式)によりクラブあてに通知するものとする。

(補助事業の中止)

第8条 クラブは、補助事業を中止しようとするときには、補助事業中止届出書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項による届け出があった場合にはその内容を審査し、また必要に応じて調査を行い、申請内容を承認した場合にはクラブあてに通知するものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第9条 クラブは、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときまたは補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(第6号様式)により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 クラブは、補助事業の遂行状況について区長の要求があったときは速やかに補助事業等遂行状況報告書(第7号様式)を提出しなければならない。

(遂行命令等)

第11条 区長は、クラブが提出する報告書、区長による調査等により、補助事業がこの交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、クラブに対し当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 クラブが前項の命令に違反したときは、区長はクラブに対し、当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第12条 クラブは、補助事業が完了したとき(補助事業の中止の承認を受けた場合も

含む。) または補助金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書(第8号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定額通知書(第9号様式)によりクラブに通知するものとする。

(補助金の支払等)

第14条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定から額の確定までの間に補助事業の円滑な遂行のため区長が特に必要があると認める経費については、概算払をすることができる。

2 クラブは、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金(概算払)請求書(第10号様式)を区長に提出しなければならない。

3 クラブは、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書受領後、補助金精算書(第11号様式)を区長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

(是正のための措置)

第15条 区長は、第13条による審査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、クラブに対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

2 前項によりクラブが必要な措置をした場合には、第13条の規定を準用する。

(交付決定の取消し)

第16条 区長は、クラブが次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令または補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第13条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第17条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既にクラブに補助金が交付されているときは、

期限を定めてその返還を命じるものとする。

- 2 区長は、第13条の規定によりクラブに交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(違約加算金および延滞金の納付)

- 第18条 第16条の規定により補助金の交付決定の全部または一部の取り消しを行い、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、区長は、クラブが補助金を受領した日から納期限として定めた日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）をクラブに納付させなければならない。
- 2 補助金の返還を命じた場合において、クラブが定められた納期日までに補助金を返還しなかったときは納期日の翌日から納付までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
 - 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金および延滞金の基礎となる額の計算)

- 第19条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、クラブの納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。
- 2 前条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理等)

- 第20条 クラブは、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の交付決定日の属する会計年度終了後5年間保存するものとする。

(消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第21条 クラブは、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税の仕入控除税額が確定した場合は、第12号様式による消費税および地方消費税の額の確定に伴う報告書を区長に報告しなければならない。
- 2 区長は、前項の報告があった場合は、当該消費税および地方消費税の全部または一部の返還を命じるものとする。

(財産管理および処分の制限)

- 第22条 クラブは、補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。
- 2 クラブは、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。
- 3 クラブは、取得財産等のうち、その取得した価格または効用を増加した価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊しし、または債務の担保に供しようとする場合は、第13号様式による取得財産等処分承認申請書によりあらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。
- 4 区長は、前項の承認をしたクラブに対し、当該取得財産の処分によりクラブに収入があったときは、その全部または一部を区に納付させることができる。

(実施結果の企業化)

- 第23条 クラブは、実施した補助事業のうち企業化が可能なものは、その企業化に努めなければならない。
- 2 クラブは、補助事業年度終了後5年間、毎会計年度終了後速やかに補助事業に係る過去1年間の企業化状況等について、第14号様式による補助事業企業化状況報告書を区長に提出しなければならない。

(産業財産権に関する報告)

- 第24条 クラブは、補助事業による発明、考案等に関して特許権、実用新案権または意匠権（以下「産業財産権」という。）を補助事業年度または補助事業年度終了後5年以内に出願し、または取得した場合は、前条第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

(収益の納付)

- 第25条 クラブは、補助事業が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、当該補助事業に基づく産業財産権の譲渡または実施権の設定のほか、第22条第3項に定めるものの以外に当該補助事業の実施結果により収益が生じたときは、区と協議しその収益の全部または一部を区に納付しなければならない。

(調査)

- 第26条 クラブは、補助事業の状況および経理の収支等について調査を求められたときには、これに応じなければならない。

(委任)

第27条 この要綱および品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

番 号
年 月 日

品 川 区 長 あて

品川ビジネスクラブ理事長

年度一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行うので、一般財団法人品川ビジネスクラブ
補助金交付要綱第 4 条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額
金 円
- 2 補助事業の内容および経費明細
別紙事業実施計画書のとおり

第2号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

品川区長

印

一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金
については、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1. 交 付 額

金 円

2. 補助対象経費の配分額

補助対象経費の事業区分ごとの配分は、補助金交付申請書に記載のとおりとす
る。

3. 要綱の遵守

一般財団法人品川ビジネスクラブは、補助事業を行うにあたっては、関係法
令および一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金交付要綱に定めるところに
従わなければならない。

第3号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

品 川 区 長 あて

品川ビジネスクラブ理事長

年度一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金に係る変更協議申請書

年 月 日付（番号）により交付決定のあった、標記補助金に係る補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金交付要綱第6条の規定により、変更を協議します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

第4号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

品川ビジネスクラブ理事長 様

品 川 区 長



年度一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金に係る変更承認通知書

年 月 日付（番号）で申請のあった標記補助金に係る補助事業の内容の変更について、一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認する。

記

- 1 承認内容
- 2 付帯条件

第5号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

品 川 区 長 あて

品川ビジネスクラブ理事長

年度一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金に係る補助事業中止届出書

年 月 日付（番号）により交付決定通知のあった標記補助金に係る補助事業を、
下記の理由により中止したいので、一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金交付要綱第
8条の規定により、届出します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間または廃止の時期

第6号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

品 川 区 長 あて

品川ビジネスクラブ理事長

一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金に係る補助事業遅延報告書

年 月 日付（番号）により交付決定通知のあった標記補助金に係る補助事業に係る事故について、一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業遅延等の内容および原因
- 3 補助事業遅延等に対する措置
- 4 補助事業の遂行状況および完了の予定

第7号様式 (第10条関係)

番 号
年 月 日

品川区長あて

品川ビジネススクラブ理事長

年度一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金に係る補助事業等遂行状況報告書

年 月 日付(番号)により交付決定通知のあった標記補助金に係る補助事業等の遂行状況について、一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助事業の概要および遂行状況と補助対象経費の使用状況
別紙のとおり | | |
| 3 | 補助事業以外の計画に基づく事業の概要および遂行状況と経費の使用状況
別紙のとおり | | |

第8号様式（第12条関係）

番 号
年 月 日

品 川 区 長 あて

品川ビジネスクラブ理事長

年度一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金に係る補助事業等実績報告書

年 月 日付（番号）により交付決定通知のあった標記補助金に係る補助事業が完了したので、一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助事業等の実績を報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
（概算払の場合は受領額）
- 2 交付決定年月日 年 月 日
（概算払の場合は受領年月日）
- 3 補助事業完了年月日 年 月 日
- 4 補助事業等の成果
別紙「事業実績書」のとおり
- 5 補助事業等に要した経費
別紙「事業実績書」のとおり
- 6 補助事業等に係る地域産業振興計画の名称、種別および計画期間

別紙

事業実績書

1 補助事業等の成果

- (1) 事業区分ごとの成果について
別紙1「事業実績の詳細」のとおり
- (2) 地域産業振興計画の成果目標について
 - ① 達成状況
 - ② 実施により得られた成果

2 補助事業等に要した経費

- (1) 補助事業等の経費一覧
別紙2－1のとおり
- (2) 補助対象経費の明細
別紙2－2のとおり
- (3) 間接補助事業の場合の審査の状況
別紙2－3のとおり

第9号様式（第13条関係）

番 号
年 月 日

品川ビジネスクラブ理事長 様

品川区長

印

一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金交付額確定通知書

年 月 日付（番号）により交付決定した一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金については、年 月 日付（番号）をもって提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認められるので、標記補助金の額を下記のとおり確定する。

1. 補助金確定額

＊（返還額のある場合）

なお、既に交付した補助金 円との差額 円を 年 月 日までに返還
するよう命ずる。

第10号様式の1（第14条関係） *確定払の場合

番 号
年 月 日

品川区長 へ

品川ビジネススクラブ理事長



年度一般財団法人品川ビジネススクラブ補助金請求書

年 月 日付（番号）により確定通知のあった標記補助金について、一般財団法人品川ビジネススクラブ補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 金 円

（請求額積算根拠）

	金 額
交付決定額	円
確定額	円
今回請求額	円
残額	円

第10号様式の2（第14条関係） *概算払の場合

番
年 月 日

品川区長 へ

品川ビジネスクラブ理事長



年度一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金概算払請求書

年 月 日付（番号）により交付決定のあった標記補助金について、一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 金 円

（請求額積算根拠）

	金 額
交付決定額	円
概算払い受領済額	円
今回請求額	円
残額	円

第 1 1 号様式（第 1 4 条関係）

番
年 月 日

品 川 区 長 あて

品川ビジネスクラブ理事長



年度一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金概算払清算書

年 月 日付（番号）により交付決定通知のあった標記補助金に係る補助事業について、一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金交付要綱第 1 4 条第 3 項の規定により、下記のとおり清算します。

記

1 金 円

（精算額積算根拠）

	金 額
交付決定額	円
確定額	円
概算払受領済額	円
精算額	円
残額	円

第 1 2 号様式（第 2 1 条関係）

番 号
年 月 日

品 川 区 長 あて

品川ビジネスクラブ理事長



一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金に係る
年度消費税および地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年 月 日付（番号）により交付決定のあった標記補助事業について、 年度消費税および地方消費税額の額が確定したので、一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金交付要綱第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 補助金額（区長が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税および地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税および地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

第13号様式（第22条関係）

番 号
年 月 日

品川区長 へ

品川ビジネスクラブ理事長

年度一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金に係る取得財産等処分承認申請書

年 月 日付（番号）により交付決定のあった標記補助金に係る補助事業により取得した取得財産等の処分について、一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金交付要綱第22条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分予定の取得財産等に係る補助事業の名称
- 2 処分予定の取得財産等の品目および取得年月日 年 月 日
- 3 処分予定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）および時価
- 4 処分予定の取得財産等の設置場所
- 5 処分予定方法
- 6 処分予定理由

第14号様式（第23条関係）

番 号
年 月 日

品川区長あて

品川ビジネスクラブ理事長

年度一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金に係る補助事業企業化状況報告書

年 月 日付（番号）により交付決定通知のあった標記補助金に係る補助事業に
関し、年度の企業化状況について、一般財団法人品川ビジネスクラブ補助金交付要
綱第23条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 企業化状況報告を行う対象の年度および補助を実施した年度
年度企業化状況報告書（補助年度 年度）

2 補助事業の実施結果の企業化等の有無

（1）補助事業の実施結果の企業化	有	・	無
（2）産業財産権の譲渡または実施権の設定	有	・	無
（3）その他の補助事業の実施結果の他への供与	有	・	無

（納付額については別紙明細表のとおり）